



第3章 将来像と方針

3-1. 将来像

私たちは、花とみどりがいっぱいの魅力空間都市をつくり、市民、企業、行政などさまざまな主体が協働して、その良好な環境を育て、有効につかうとともに、現在あるみどりをまもり、すべての生きものが暮らしやすく、持続可能なくらしを目指します。

「ガーデンシティくさつ」の実現を目指す取組を通じて、健幸都市づくりを推しすすめ、誰もが幸せを感じられるまちをつくりあげます。

その将来の姿となる、キャッチフレーズを次のとおり掲げます。

ひと・まち・みどりの魅力空間都市
～みんなですすめる ガーデンシティくさつ～



3-2. 基本理念

将来像を踏まえ、今後の目指すべき方向性をイメージできるよう、以下の基本理念を設定し、この考え方に基づいて計画を推進します。

つくる 地域特性に応じた新たなみどりをつくり、魅力的なまちを実現します

市民、企業、行政などみんなが目標を共有し、ともに力を合わせてこれまでのみどりを活用するとともに、新たに豊かなみどりを生み出し、育てることにより、魅力あふれるみどりのまちづくりをすすめます。

つかう みどり豊かな環境を有効につかい、潤いのある生活を実現します

琵琶湖をはじめとした美しい自然環境や、花とみどりに包まれたまちなみ、田園地帯などの良質な社会環境、整備された公園・緑地などを積極的に活用することにより、誰もが潤いのある生活を実現します。

まもる みどりをまもり、持続可能なくらしを実現します

琵琶湖の水辺や内湖、丘陵地から市街地を通して琵琶湖に向かう川の流れ、農村部の田畑の広がり、歴史ある社寺林など、多様なみどりの自然環境を守り、維持し続けることにより、多くの生きものと共存できる環境と、生物多様性に配慮した持続可能なくらしを目指します。

3-3. 達成目標

計画の達成目標として、みどりの目標水準を次のとおり設定します。

①「ガーデンシティくさつ」の実現

「ガーデンシティくさつ」の実現に向けて、以下の目標に向かって、着実に前進させます。

項 目	現 況 令和 3 (2021) 年	中間年次 令和 9 (2027) 年	目標年次 令和 14 (2032) 年
各期における事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ガーデニング講座の開催・リーダーの育成 ○シンボル花壇・ガーデンストリートなどの整備 ○モデル地域花壇の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○花苗供給体制の整備 ○地域花壇の整備促進 ○回遊コースの設定 	○回遊コースの充実とイベントの展開
ガーデニング研修修了者（累計）	60 人	300 人	600 人
整備花壇数	4 か所	10 か所	16 か所

②都市公園などの施設として整備すべき緑地

市民 1 人あたりの都市公園などの面積について、現況では 6.4 m²/人ですが、7.0 m²/人の確保を目標とします。また、将来的には 10 m²/人の確保を目標とします。

	現 況 令和 3 (2021) 年	中間年次 令和 9 (2027) 年	目標年次 令和 14 (2032) 年	長期的目標 令和 23 (2041) 年
都市公園面積	81.4ha	87.3ha	89.6ha	105.7ha
児童遊園面積	10.0ha	11.1ha	12.3ha	14.0ha
面積合計	91.4ha	98.4ha	101.9ha	119.7ha
人口（人）	143,400	146,440	146,880	143,000
市民 1 人当たり 都市公園などの面積	6.4 m ² /人	6.7 m ² /人	6.9 m ² /人	8.4 m ² /人

（注 1）現況、中間年次、目標年次、長期的目標の各年次の人口は、国勢調査に基づいて推計された「第 6 次草津市総合計画」によります。

（注 2）長期的目標は、都市計画マスタープランの目標年次としています。

参考：矢橋帰帆島公園、農村公園を含む市民一人当たり都市公園などの面積

	現況 令和3 (2021)年	中間年次 令和9 (2027)年	目標年次 令和14 (2032)年	長期的目標 令和23 (2041)年
都市公園面積	81.4ha	87.3ha	89.6ha	105.7ha
矢橋帰帆島公園面積	30.0ha	30.0ha	30.0ha	30.0ha
児童遊園面積	10.0ha	11.1ha	12.3ha	14.0ha
農村公園面積	1.3ha	1.3ha	1.3ha	1.3ha
面積合計	122.7ha	129.7ha	133.2ha	151.0ha
人口(人)	143,400	146,440	146,880	143,000
市民1人当たり 都市公園などの面積	8.6㎡/人	8.9㎡/人	9.1㎡/人	10.6㎡/人

③緑地の確保

市街化区域の概ね1割に相当する量を、緑地として確保します。

	現況 令和3 (2021)年	中間年次 令和9 (2027)年	目標年次 令和14 (2032)年
都市計画区域	4,865ha	4,865ha	4,865ha
市街化区域	1,984ha	1,984ha	1,984ha
市街化区域内緑地面積※	226ha	232ha	235ha
市街化区域内緑地率	11.4%	11.7%	11.8%

(注) 緑地面積は、次にあげる市街化区域における緑地の面積の合計です。

- ・都市公園(街区公園、近隣公園、都市緑地、他)
- ・公共施設緑地(学校教育施設、体育施設、児童遊園、河川)

3-4. 基本方針

(1) 基本方針

みどりの現況と課題（第2章）、みどりの将来像、基本理念を踏まえ、みどりの基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針は、「つくる」、「つかう」、「まもる」という3つの視点からなり、相互に関連しあって、基本理念の実現を目指します。

つ く る	<ul style="list-style-type: none">● 生活に身近なみどりをつくる ロクハ公園、みずの森などの拠点となるみどりの整備とともに、都市公園や児童遊園の再整備や民間活力による運営を行います。● 市内にみどりの拠点をつくる 野村公園と連携した（仮称）草津市立プール整備、草津川跡地公園、及び野路公園など、地域のみどりや健康の拠点の整備をすすめます。● 水とみどりのネットワークをつくる 骨格となるみどりの保全と、水とみどりに触れ合える公園などの拠点的な整備、あるいは河川の河床や護岸の多自然型整備などをすすめます。
つ か う	<ul style="list-style-type: none">● まちなかにあるみどりをつかう 緑化を促すための啓発事業をすすめ、花やみどりへの関心を高めるために、まちなかにあるみどりをつかいます。● ガーデニング活動の輪を拡げるために、みどりをつかう 市民による身近な緑化活動や住宅の生け垣緑化、民有地の緑化をすすめるために、市民自らが身近にあるみどりをつかいます。● 健幸都市づくりのためにみどりをつかう 生活空間・都市空間を花と緑いっぱいになり、市民が「健幸」に暮らすことのできるまちづくりを進めるために、みんなでガーデニングに親しむなど、花とみどりをつかいます。● 公園などのあるべき使い方と管理の仕方を考え、みどりを有効につかう 公園のあり方、使い方を検討して、公園のローカルルールを作成、市との協働による維持管理を行うなど、みどりを有効につかいます。

- **琵琶湖とともにある自然環境と景観をまもる**

市内に点在する社寺林、琵琶湖岸のヨシ群落、丘陵の樹林地などは、草津市に残された優れた自然環境として、また自然との共生にも寄与するみどりとして、適切に保全します。

- **まちのうるおいに寄与する緑地と農地空間をまもる**

草津市の固有風土を守るとともに、風土を活かした公園・緑地の整備や修景をすすめ、草津らしさを次世代につなぎます。

- **さまざまな生物が生きられる環境の大切さを共有し、多くの生きものが棲める自然環境をまもる**

環境文化^{*}の考え方に立ち、大人も子どもも市民みんなが自然環境に興味や関心を持ち、自然環境を大切にするような社会環境を整えます。

※環境文化とは

- ・近年の環境問題は、地球温暖化問題など地球規模のものも数多く生じ、また、経済活動や社会のあり方とも絡み合う、複雑なものとなってきています。
- ・こうした複雑な環境問題を解決していくためには、私たちが当たり前のように続けている生活や事業活動を見直して、環境への負荷が少ないものへと変えていくことが大切です。しかし、便利さに慣れ親しんだ生活を急に変えることは容易ではありません。また、一人ひとりの努力だけでは限界もあります。環境を知り、環境に配慮して行動すれば、小さなことでも環境を良い方向へ変えていく力になります。
- ・環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼びたいと思います。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本に置きます。

資料：「第3次草津市環境基本計画」より抜粋



(2) みどりの構造

「第6次草津市総合計画基本構想」において示されている「将来のまちの構造」を踏まえ、草津市全体のみどりの構造を下図のように設定します。なお、緑化の推進と緑地の保全のための施策については、それぞれの地域のみどりの状況に応じて検討していきます。

図12 みどりの構造図



■ 軸の考え方

水とみどりの軸

市内で連続性のある水またはみどりの軸である琵琶湖岸や河川を軸として位置付け、日常的な水とみどりの連続性の確保や、景観・環境形成への寄与とともに、生物多様性の維持に不可欠なエコロジカルネットワークの形成を目指します。

■ ゾーンの考え方

水辺と田園のみどり

母なる湖「琵琶湖」に面し、農業や水産業がさかんなゾーンで、古くからの集落環境も残されています。琵琶湖をはじめとする豊かな自然に恵まれており、歴史・文化などの地域資源も豊富な「草津の原風景」を大切に守っていくことを目指します。

まちなかのみどり

JR草津駅、JR南草津駅を中心とする市街地で、住まいと商業活動などが調和したにぎわいのあるゾーンです。旧東海道、旧中山道の宿場町の面影を残す歴史資源なども活かしながら、緑豊かな市街地の形成を目指します。

山手丘陵地のみどり

緑豊かな丘陵地と田園が広がっていた地に、近年多くの住宅団地や大規模工場、大学などが立地し、さまざまな分野の人々の交流がさかんなゾーンです。残された貴重な樹林地や田園風景を守り、生きものと共生できる環境の保全を目指します。

(3) 生態系保全の方針

■ 生物多様性の確保

平成20（2008）年に生物多様性基本法が制定され、生態系が破壊され続けている現状や、生物多様性の危機などが広く知られるようになりました。その結果、生態系を保全し、生物多様性を守ることの意義と重要性は、単に環境行政に関わらず、都市づくりをすすめるうえでも重要な課題となっており、生物多様性の確保に配慮することが求められています。

生物多様性については、以下に示す4つの危機に直面しており、「生態系」、「種」、「遺伝子」という3つのレベルでの維持・確保が必要とされています。

生物多様性の3つのレベル

〔生態系の多様性〕

- ・ 森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などさまざまな自然があり、それぞれの環境に異なった多様な生態系を確保することが必要です。

〔種の多様性〕

- ・ 動植物から細菌などの目に見えない微生物まで、多様な種を確保することが必要です。

〔遺伝子の多様性〕

- ・ 同じ種であっても異なる遺伝子をもつことで、形や色、模様、生態などが異なります。この遺伝子の違いによって生まれる多様性を確保することが必要です。

〔4つの危機〕

- ① 開発など人間活動による危機
- ② 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ③ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ④ 地球環境の変化による危機

草津市においては、琵琶湖岸や山手丘陵地の田園と山林などに、自然植生や生態系の豊かさが保たれていて、湖岸部と山手丘陵地を結ぶ草津川跡地と河川空間や琵琶湖岸に広がる農地、既に配置されている公園・緑地などがこれらを繋いでいます。多くの生物が、自分に適した環境で繁殖し、動植物の個体間の交流や他の個体群と交流して生存を続けています。

従って、草津市での生物多様性の確保については、こうした条件を活かしながら、東部の丘陵地から西の琵琶湖岸までを結ぶ「エコロジカルネットワーク※」を形成し、生息環境と移動の自由を確保することが非常に重要です。

また、生態系保全を図るうえでの基本的な姿勢として、平成27（2015）年に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づいて、平成29（2017）年に滋賀県が策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」のうち、「生態系の保全および再生に関する事項」および「景観の整備および保全に関する事項」に沿ったものとします。

※エコロジカルネットワークとは

生物多様性の保全について、対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方のこと。

コアエリアやコリドーについては、外部からの影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を必要に応じ配置していくことも、エコロジカル・ネットワークの重要な要素である。

資料：環境省 2009年「全国エコロジカル・ネットワーク構想（案）」

■エコロジカルネットワークの形成

草津市におけるエコロジカルネットワークの基本的な考え方として、以下のような4つの地区を設定し、中核地区と拠点地区とを回廊地区が結び、それらが安定して存続できるよう、豊かな農地が緩衝地区として支える、という構成を採用します。

最も重要な「中核地区」として、烏丸半島を含む琵琶湖岸一帯と、山手丘陵地の緑地（樹林地）を設定します。

中核地区：都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地

拠点地区：市街地に存在し動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地

回廊地区：中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道などの緑地

緩衝地区：中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯



琵琶湖周辺のヨシ刈

以上のような観点から、草津市では、各地区の役割を担う公園・緑地を以下のとおりとします。

中核地区

（都市の郊外、動植物種の供給など、大規模な緑地）
琵琶湖岸、烏丸半島、山手丘陵地の緑地

拠点地区

（市街地、動植物の生息地又は生育地）
ロクハ公園

回廊地区

（中核地区と拠点を結ぶ動植物の移動空間、河川や緑地、緑道）
湖岸部と山手丘陵地を結ぶ草津川跡地全体、他の一級河川

緩衝地区

（上記に隣接して存在、それぞれの地区が安定して存続するために必要な緑地など）
野池、頓蓮池周辺と農地、湖岸に面する農地

以上の方針に基づいたエコロジカルネットワークの形成方針を、図13に示します。

図 1 3 エコロジカルネットワーク形成方針図

